

医療関係者養成確保対策費等補助金、 医療関係者研修費等補助金及び臨床研 修費等補助金交付要綱（案）

（通 則）

- 1 医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 これらの補助金は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の確保、資質の向上、離職の防止及び就業の促進、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けた看護職員の学校又は養成所（以下「看護師等養成所」という。）における教育内容の向上、並びに医師、歯科医師及び薬剤師等の資質の向上を図り、もって安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりの推進を目的とする。

（交付の対象）

- 3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。
 - （1）医療関係者養成確保対策費等補助金（医療従事者等確保対策費）
 - 看護師等養成所運営事業
 - ア 平成 年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」（以下「看護職員確保対策事業等実施要綱」という。）に基づき都道府県が行う次に掲げる事業
 - （ア） 「看護師養成所2年課程（通信制）」導入促進事業
 - （イ） 看護師養成所修業年限延長促進事業
 - イ 看護師等養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）の運営事業に対して都道府県が補助する次に掲げる事業
 - （ア） 次に掲げる者が行う看護師等養成所の運営事業
 - a 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く）
 - b 国家公務員共済組合及びその連合会

- c 健康保険組合及びその連合会
- d 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- e 学校法人及び準学校法人
- f 医療法人
- g 一般社団法人及び一般財団法人

ただし、上記のうち f 及び g については、学校教育法第 124 条の規定による「専修学校」又は同法第 134 条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所 2 年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）

- (イ) 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき次に掲げる者が行う看護師等養成所 2 年課程（通信制）導入促進事業
 - a 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会は除く）
 - b 国家公務員共済組合及びその連合会
 - c 健康保険組合及びその連合会
 - d 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
 - e 学校法人及び準学校法人
 - f 医療法人
 - g 一般社団法人及び一般財団法人
 - h その他厚生労働大臣が認める者
- (ロ) 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき次に掲げる者が行う助産師養成所開校促進事業
 - a 日本赤十字社
 - b 社会福祉法人
 - c 全国厚生農業協同組合連合会
 - d 国家公務員共済組合及びその連合会
 - e 健康保険組合及びその連合会
 - f 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
 - g 学校法人及び準学校法人
 - h 医療法人
 - i 一般社団法人及び一般財団法人
 - j その他厚生労働大臣が認める者
- (ハ) 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき次に掲げる者が行う看護師養成所修業年限延長促進事業
 - a 市町村
 - b 日本赤十字社
 - c 社会福祉法人
 - d 全国厚生農業協同組合連合会

- e 国家公務員共済組合及びその連合会
- f 健康保険組合及びその連合会
- g 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- h 学校法人及び準学校法人
- i 医療法人
- j 一般社団法人及び一般財団法人
- k その他厚生労働大臣が認める者

(2) 医療関係者研修費等補助金

ア 中央ナースセンター事業（医療従事者等確保対策費）

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき社団法人日本看護協会が行う事業

イ 看護職員確保対策特別事業（医療従事者等確保対策費）

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき社団法人日本看護協会、社団法人日本助産師会、社団法人日本精神科看護技術協会及びその他厚生労働大臣が認める者が行う事業

ウ 看護職員資質向上推進事業（医療従事者資質向上対策費）

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき社団法人日本看護協会、社団法人日本精神科看護技術協会、社団法人全国社会保険協会連合会及び財団法人日本訪問看護振興財団が行う看護職員専門分野研修

エ プログラム責任者養成講習会事業（医療従事者資質向上対策費）

平成16年10月18日医政発第1018006号厚生労働省医政局長通知「プログラム責任者養成講習会の実施について」に基づき臨床研修協議会が行う事業

オ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業（医療従事者資質向上対策費）

(ア) プログラム責任者講習会

平成18年7月3日医政発第0703011号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修指導医講習会の実施について」に基づき財団法人歯科医療研修振興財団が行う事業

(イ) 歯科医師臨床研修指導医一般講習会

平成18年7月3日医政発第0703011号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修指導医講習会の実施について」に基づき財団法人歯科医療研修振興財団が行う事業

カ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業（医療従事者資質向上対策費）

歯科衛生士、歯科技工士の養成施設等で行われている臨床実習の実習指導者に対して、別に定める公募要領により採択された団体が行う医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

キ 専門医制度推進支援事業（医療従事者資質向上対策費）

平成21年4月1日医政発第0401008号厚生労働省医政局長通知「専門医制度推進支援事業の実施について」に基づき社団法人日本専門医制評価・認定機構が行う事業

ク 薬剤師生涯教育推進事業（医薬品適正使用推進費）

平成22年 年 日薬食発 第 号厚生労働省医薬食品局長通知「薬剤師生涯教育推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が指定した法人が行う事業

ケ 専門薬剤師研修事業（医薬品適正使用推進費）

平成18年6月6日薬食発第0606003号厚生労働省医薬食品局長通知「専門薬剤師研修事業の実施について」に基づき社団法人日本病院薬剤師会が行う事業

(3) 臨床研修費等補助金（医療従事者資質向上対策費）

臨床研修事業等

ア 医師

平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」に基づき公私立大学附属病院及び厚生労働大臣の指定した公私立病院の開設者が行う医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に定める臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）

イ 歯科医師

平成18年7月3日医政発第0703012号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修費補助事業の実施について」に基づき公私立大学歯学部若しくは医学部附属病院（歯科医業を行わないものを除く。）及び厚生労働大臣の指定した公私立病院若しくは診療所の開設者が行う歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項に定める歯科医師臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）及び公私立大学歯学部附属病院が行う臨床研修支援事業

(交付額の算定方法)

4 これらの補助金の交付額は、次の(1)、(2)のア～ケにより算出された額の合計額及び次の(3)により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 医療関係者養成確保対策費等補助金（看護師等養成所運営事業）

ア 3の(1)のアに掲げる都道府県が行う事業

(ア) 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から及び寄付金その他の収入額

(平成11年6月16日看第26号厚生省健康政策局看護課長通知「看護婦等養成所運営費補助金の算出方法について」に定める「寄附金その他の収入額」をいう。以下(1)において同じ。)を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ただし、別表12の都及び県にあっては、(ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 3の(1)のイの(ア)～(エ)に掲げる者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 医療関係者研修費等補助金

ア 中央ナースセンター事業

(ア) 別表2の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

イ 看護職員確保対策特別事業

(ア) 別表3の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ウ 看護職員資質向上推進事業

(ア) 別表4の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

エ プログラム責任者養成講習会事業

(ア) 別表5の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

オ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業

(ア) 別表6の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

カ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

(ア) 別表7の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

キ 専門医制度推進支援事業

(ア) 別表8の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

ク 薬剤師生涯教育推進事業

(ア) 別表9の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ケ 専門薬剤師研修事業

(ア) 別表10の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

(3) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業等

ア 別表11の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

イ アにより種目ごとに選定された額の合計と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

5 これらの補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更(それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)には、6に定める申請手続による当該都道

府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては中国四国厚生局長、以下「地方厚生局長」という。）又は厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣等」という。）の承認を受けなければならない。ただし、区分補助金間相互の経費の配分の変更は認めないものとする。

- (2) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）には、厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣等に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣等の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣等の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
(補助事業者が地方公共団体の場合)

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式3により速やかに厚生労働大臣等に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又

は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣等に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (10) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (11) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には(1)から(10)までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)から(4)まで、(6)及び(9)中「厚生労働大臣等」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と(5)中「厚生労働大臣等の承認」とあるのは、「都道府県知事の承認」と、(10)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (13) (12)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認又は指示を受けなければならない。
- (14) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (15) 補助事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を別紙様式5により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省(及び法人所管府省)に報告しなければならない。

(申請の手続)

6 これらの補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(3)のアの事業

(ア) 補助事業者は、別紙様式2による申請書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、毎年度 月 日までに地方厚生局長に提出するものとする。

(2) 都道府県が行う3の(3)のアの事業

補助事業者は、別紙様式2による申請書に關係書類を添えて、毎年度 月

日までに地方厚生局長に提出するものとする。

(3) 都道府県以外が行う3の(3)のイの事業

(ア) 補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、毎年度 月日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 3の(1)、(2)及び都道府県が行う(3)のイの事業

補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度 月日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 これらの補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には6に定める申請手続に従い毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 これらの補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、6の(1)の(ア)、(3)の(ア)若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に国に提出するものとし、国は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(2) 国は、6の(1)の(イ)、(2)、(3)の(イ)、(4)若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

なお、3の(2)のキの事業については、国は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、国は、補助事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払による支払を要望する場合は、国は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認められた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(実績報告)

10 これらの補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(3)のアの事業

(ア) 補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式4により関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出するものとする。

(2) 都道府県が行う3の(3)のアの事業

補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出するものとする。

(3) 都道府県以外が行う3の(3)のイの事業

(ア) 補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式4により関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 3の(1)、(2)及び都道府県が行う(3)のイの事業

補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

11 厚生労働大臣等は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1

ア. 都道府県が行う事業

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	a 「看護師養成所 2 年課程(通信制)」導入促進事業 専任教員等配置経費 1 か所当たり 12,255,000円	「看護師養成所 2 年課程(通信制)」の設置準備に必要な次に掲げる経費 専任教員等配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。) (2) 添削指導員経費 ア 添削指導員給与費 イ 添削指導員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記添削指導員経費のうちア及びイに該当するものとする。) (3) 事務職員経費 ア 事務職員給与費 イ 委託料(上記事務職員給与費とする。) (注) 専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和 26 年文部・厚生省令第 1 号)第 2 条第 4 号、第 3 条第 4 号、第 4 条第 2 項第 4 号、第 5 条第 4 号に規定する保健師若しくは助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。 以下同じ。

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	b 看護師養成所修業年限延長促進事業 専任教員配置経費1か所当たり 3,316,000円	看護師養成所の修業年限延長に伴う準備に必要な次に掲げる経費 専任教員配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 ウ 委託料（上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。）

イ. 都道府県が補助する事業

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医 療 関 係 者 等 養 成 確 保 対 策 費 等 補 助 金	看 護 師 等 養 成 所 運 営 事 業	<p>a 看護師等養成所運営事業 次に掲げる課程ごとの基準額A及び基準額B の合計額</p> <p>1 保健師養成所 (1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表13に定 める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 8,284,000円</p> <p>イ 総定員が20人を超える養成所において、 専任教員分として定員20人増すごとに 2,211,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり12,800円を乗じ て得た額</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受 講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>2 助産師養成所 (1年間で教育を行うもの) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表13に定 める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 8,284,000円</p> <p>イ 総定員が20人を超える養成所において、 専任教員分として定員20人増すごとに 2,211,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり141,800円を乗 じて得た額</p>	<p>看護師等養成所の運営に必 要な次に掲げる経費</p> <p>1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費、需 用費(消耗品費、印刷製 本費)、備品購入費、役 務費(通信運搬費)、福 利厚生費 (3) 添削指導員給与費 (4) 部外講師謝金 (5) 委託料(上記教員経費 のうち(1)～(4)に 該当するものとする。)</p> <p>2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料(上記専任事務 職員給与費とする。)</p> <p>3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費(消耗器 材に要する経費) (3) 委託料(上記生徒経費 のうち(1)及び(2) に該当するものとし る。)</p> <p>4 実習施設謝金 (1) 報償費(実習施設謝金) (2) 委託料(上記報償費と する。)</p> <p>5 へき地等の地域における 養成所に対する重点的支援 事業実施経費 (1) 実習体制支援経費(賃 金、需用費(燃料費、消 耗品費、修繕費)、役務 費(保険料、手数料)、 備品購入費(単価30万 円未満の備品に限る。) 使用料及び賃借料</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
		<p>(2) 基準額B 次のア、イ及びウの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円 ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設1か所当たり 4,510,000円</p> <p>(2年間で教育を行うもの) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表13に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 4,142,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 1,105,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 268,000円 エ 生徒数に1人当たり141,800円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B 次のア、イ及びウの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円 ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設1か所当たり 4,510,000円</p>	<p>(2) 看護職員養成確保促進経費(旅費、需用費(印刷製本費、食糧費(会議費))、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料 (3) 委託料(上記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。)</p> <p>6 新任看護教員研修事業実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費</p> <p>7 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇上経費</p> <p>8 助産師学生実践能力向上事業実施経費 部外講師謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費、使用料及び賃借料</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策等補助金	看護師等養成所	<p>3 看護師(3年課程)養成所 (全日制)</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの合計額に別表13に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 16,178,000円</p> <p>イ 統合カリキュラム実施施設 6,633,000円</p> <p>ウ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 2,211,000円</p> <p>エ 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>オ 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額</p> <p>カ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制)</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表13に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 12,134,000円</p> <p>イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,658,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
		<p>オ ヘき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>4 看護師(2年課程)養成所 (全日制) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表13に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 13,337,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 2,211,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額 オ ヘき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円</p> <p>(2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策等補助金	看護師等養成所運営事業	<p>(定時制)</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表13に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 10,002,000円</p> <p>イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,658,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額</p> <p>オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(通信制)</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表13に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 16,638,000円</p> <p>イ 総定員が500人を超える養成所において専任教員分として定員100人増すごとに 2,211,000円</p> <p>ウ 総定員が500人を超える養成所において添削指導員分として定員100人増すごとに 1,628,000円</p> <p>エ 事務職員分として 536,000円</p> <p>オ 生徒数に1人当たり3,500円を乗じて得た額</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
		<p>(2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>5 准看護師養成所 (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表13に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 8,080,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 2,211,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり13,100円を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 973,000円</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(注) 1 生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は学生の定員のいずれか少ない方とする。 2 事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に2人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成確保事業	<p>3 へき地等の地域は次のとおりとする。</p> <p>(1) へき地等の地域</p> <p>人口5万人未満（ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）」に基づき、当該市町村の合併が平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く9年度について、当該市町村の合併が平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く7年度について、当該市町村の合併が平成21年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度については、なお従前の例による。）の市町村であって、次に掲げる地域とその区域内に有する市町村の区域に所在するもの。</p> <p>ア 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する地域</p> <p>イ 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域</p> <p>ウ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地</p> <p>エ 山村振興法第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村</p> <p>(2) 看護職員不足地域</p> <p>一般病院の看護職員数が3：1未満の二次医療圏</p> <p>4 新任看護教員研修事業、看護教員養成講習会参加促進事業及び助産師学生実践能力向上事業は次のとおりとする。</p> <p>(1) 新任看護教員研修事業</p> <p>「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づく新任看護教員研修事業</p> <p>(2) 看護教員養成講習会参加促進事業</p> <p>「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づく看護教員養成講習会参加促進事業</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営業	<p>(3) 助産師学生実践能力向上事業 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づく助産師学生実践能力向上事業</p> <p>b 「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業</p> <p>専任教員等配置経費1か所当たり 12,255,000円</p>	<p>「看護師養成所2年課程(通信制)」の設置準備に必要な次に掲げる経費</p> <p>専任教員等配置経費</p> <p>(1) 教員経費</p> <p>ア 専任教員給与費</p> <p>イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p> <p>(2) 添削指導員経費</p> <p>ア 添削指導員給与費</p> <p>イ 添削指導員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料(上記添削指導員経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p> <p>(3) 事務職員経費</p> <p>ア 事務職員給与費</p> <p>イ 委託料(上記事務職員給与費とする。)</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策等補助金	看護師等養成所運営業	<p>c 助産師養成所開校促進事業</p> <p>専任教員配置経費1か所当たり 3,316,000円</p> <p>d 看護師養成所修業年限延長促進事業</p> <p>専任教員配置経費1か所当たり 3,316,000円</p>	<p>助産師養成所の開校準備に必要な次に掲げる経費</p> <p>専任教員配置経費</p> <p>(1) 教員経費</p> <p>ア 専任教員給与費</p> <p>イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p> <p>看護師養成所の修業年限延長に伴う準備に必要な次に掲げる経費</p> <p>専任教員配置経費</p> <p>(1) 教員経費</p> <p>ア 専任教員給与費</p> <p>イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p>

別表 2

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	中央ナースセンター事業 (人件費)	9,580千円	中央ナースセンター事業に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、賃金
	中央ナースセンター事業 (運営事業費)	104,452千円	中央ナースセンター事業に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費(会議費))、役務費(通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費)、使用料及び賃借料、委託料

別表 3

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	看護職員確保対策特別事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、謝金、旅費(外国旅費を含む。)、消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、通信運搬費、保険料、広告料、雑役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

別表4

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	看護職員資質向上推進事業	看護職員専門分野研修 1人あたり 105千円	看護職員専門分野研修の実施に必要な次に掲げる経費 謝金、旅費、消耗品費

別表5

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	プログラム責任者養成講習会事業	11,226千円	プログラム責任者養成講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費

別表 6

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	歯科医師臨床研修指導医講習会事業	I プログラム責任者講習会 3,689千円	プログラム責任者講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費
		II 歯科医師臨床研修指導医一般講習会 1,645千円	歯科医師臨床研修指導医一般講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費

別表 7

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	医導療者関等係養職成種講習会施設業指	I 歯科技工士 889千円	医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費
		II 歯科衛生士 3,303千円	

別表 8

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	専門医制度推進支援事業	40,316千円	<p>専門医制度推進支援事業を行うために必要な経費</p> <p>給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、外国旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料</p>

別表 9

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	薬剤師生涯教育推進事業	21,150千円	<p>薬剤師生涯教育推進事業を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（会議費、印刷製本費）、通信運搬費、使用料及び賃借料（会場借料）</p>

別表10

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	専門薬剤師研修事業	91,507千円	専門薬剤師研修事業を行うために必要な経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料

別表11

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床研修費等補助金	臨床研修事業（教育指導経費）	<p>I 医師</p> <p>◎ 基幹型臨床研修病院（大学病院を含む。）が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。</p> <p>1 指導医経費 （1）指導医経費 ア 1種地域及び2種地域 （67,000円／月額）×研修医延人数 イ 3種地域 （56,000円／月額）×研修医延人数 ウ 4種地域 （51,000円／月額）×研修医延人数 エ 5種地域 （45,000円／月額）×研修医延人数</p>	<p>臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 研修管理委員会等経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）</p> <p>2 プログラム責任者人件費（プログラム管理に係るもの）</p> <p>3 賃金（指導医及びプログラム責任者の補助者雇上経費）</p> <p>4 役務費（通信運搬費）</p> <p>5 指導医、プログラム責任者（研修医指導分）にかかる謝金、人件費、手当</p> <p>6 研修に必要な備品、医療機器（患者に使用するものを除く）、庁用器具（視聴覚教育機器）、図書（医学用図書雑誌）等購入費</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 事 業 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>ただし、都道府県知事により、二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月額単価に2,000円を加算して得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 賃金 (17,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>2 剖検経費 (1 学年平均研修医数) 大学病院にあっては、 (40,000円/年額) × 研修医数 臨床研修病院にあっては、 (95,000円/年額) × 研修医数 ただし、上記基準額に「補助対象となる病院等における研修医延人数/病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。</p> <p>3 プログラム責任者等経費 (1 学年平均研修医数) (ア) 研修医 1 人 911,000円/年額 (イ) 研修医 2～19人 1,366,000円/年額 (ウ) 研修医 20人～ 2,733,000円/年額 (エ) 研修医の募集定員が20人以上で、将来小児科医又は産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラムを設けた病院 2,943,000円/年額</p> <p>4 研修管理委員会等経費 次に掲げる (1) 及び (2) の合計額 (1) 研修管理委員会 257,000円/年額 (2) 地域医療対策協議会等連絡調整 地域医療の研修を行う施設の選定や医師派遣等を行う際に、地域医療対策協議会や臨床研修施設等と調整のための会議を行う病院 85,000円 × 実施回数 ただし、実施回数の上限は2回を限度とする。</p> <p>5 へき地診療所等研修支援経費 (10,000円/日額) × 事業延日数</p> <p>6 医師不足地域宿日直研修事業経費 1 種又は 2 種地域に所在する病院又は診療所</p>	<p>7 需用費 医薬材料費 (医学研究材料費)、印刷製本費、消耗品費</p> <p>8 プログラム責任者養成講習会修了者及び臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に参加するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費 (図書購入費、教材等材料費、消耗品費)</p> <p>9 剖検経費 大学病院にあっては、消耗品費 臨床研修病院にあっては、謝金、旅費、消耗品費</p> <p>10 へき地診療所等の研修経費 旅費</p> <p>11 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の手当 (事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る。)</p> <p>12 指導医養成講習会の開催に必要な次に掲げる経費 報償費 (謝金)、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、食料費 (会議費))、役務費 (通信運搬費) (ただし、1 種又は 2 種地域に所在する基幹型病院において、指導医養成講習会を開催する場合に限る。)</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 ） 経 費	<p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p> <p>◎ 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。</p> <p>1 指導医経費 (1) 指導医経費 ア 1種地域及び2種地域 (67,000円/月額) × 研修医延人数 イ 3種地域 (56,000円/月額) × 研修医延人数 ウ 4種地域 (51,000円/月額) × 研修医延人数 エ 5種地域 (45,000円/月額) × 研修医延人数 ただし、都道府県知事により、二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月額単価に2,000円を加算して得た額を月額単価とする。 (2) 賃金 (17,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>2 剖検経費(1学年平均研修医数) 大学病院にあつては、 (40,000円/年額) × 研修医数 臨床研修病院にあつては、 (95,000円/年額) × 研修医数 ただし、上記基準額に「補助対象となる病院等における研修医延人数/病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。</p>	<p>臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 役務費(通信運搬費)</p> <p>2 指導医にかかる謝金、人件費、手当</p> <p>3 研修に必要な備品、医療機器(患者に使用するものを除く)、庁用器具(視聴覚教育機器)、図書(医学用図書雑誌)等購入</p> <p>4 需用費 医薬材料費(医学研究材料費)、印刷製本費、消耗品費</p> <p>5 臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費(図書購入費、教材等材料費、消耗品費)</p> <p>6 剖検経費 大学病院にあつては、消耗品費 臨床研修病院にあつては、謝金、旅費、消耗品費</p> <p>7 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の手当(事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る。)</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ） 及 び 臨 床 研 修 支 援 事 業 （ 臨 床 研 修 支 援 経 費 ）	II 歯科医師 ◎ 単独型又は管理型臨床研修施設（大学病院を含む。） 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数、事業実施研修歯科医数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。 また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。	1 指導歯科医経費 (57,000円/月額) × 研修歯科医延人数 2 プログラム責任者経費 次に掲げる(1)及び(2)の合計額 (1) 基本業務 ア 研修歯科医1～19人 979,000円/年額 イ 研修歯科医20人～ 1,958,000円/年額 (2) 目標達成管理 厚生労働大臣が必要と認めた額 3 研修管理委員会経費 337,000円/年額 4 へき地診療所研修支援経費 (27,000円/年額) × 事業実施研修歯科医数 5 研修歯科医物件費 (4,000円/月額) × 研修歯科医延人数 6 臨床研修支援経費 (4,000円/日額) × 支援対象延日数(支援対象者1名につき年52日を限度とする。) + 489,000円/年額(進路(就職)セミナーを開催する場合に限る。)	歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費 1 研修管理委員会経費 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費) 2 プログラム責任者人件費 (プログラム管理に係るもの) 3 役務費(通信運搬費) 4 指導歯科医、プログラム責任者(研修歯科医指導分)に係る謝金、人件費、手当 5 需用費 医薬材料費(歯科医学研究材料費)、印刷製本費、消耗品費、光熱水費 6 プログラム責任者及び指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な経費で、次に掲げるもの 旅費、需用費(図書購入費、教材等材料費、消耗品費) 7 へき地診療所の研修経費 旅費 8 臨床研修支援事業に必要な経費で、次に掲げるもの 報償費(謝金)、旅費、人件費、手当、需用費(教材等材料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床研修費等補助金	臨床研修事業（教育指導経費）及び臨床研修支援事業（及び臨床研修支援経費）	<p>◎ 協力型臨床研修施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。 また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。</p> <p>1 指導歯科医経費 (57,000円/月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>2 研修歯科医物件費 (4,000円/月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p>	<p>歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 役務費（通信運搬費）</p> <p>2 指導歯科医にかかる謝金、人件費、手当</p> <p>3 需用費 医薬材料費（歯科医学研究材料費）、印刷製本費、消耗品費、光熱水費</p> <p>4 指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な経費で、次に掲げるもの 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費）</p>

別表12

都及び県名	調 整 率

別表 1 3

看護師等養成所の定員数	調 整 率
定員181人以上	0.92
定員161人以上180人以下	0.94
定員121人以上160人以下	1.00
定員 81人以上120人以下	1.02
定員80人以下	1.04

